

農業委員会だより



こんなときは…

農業委員会で手続きが必要です

農地は、人々の食を育む大切な資源であることから「農地法」で守られており、様々な制限があります。

農地に関する手続きは、地域の農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局へご相談ください。

なお、農地法等の許可申請は毎月15日が締め切りです。申請書や添付書類に不備があると受付できませんので、余裕をもって申請手続きを行うようお願いします。

■農業委員会処理件数(令和4年1月～12月受付分)

農地法第3条 農地の売買・賃貸借等	17件
農地法第4条 農地の転用(自己のため)	4件
農地法第5条 農地の転用(売買・賃貸借等)	40件
農業経営基盤強化促進法による農地の貸借	116件

4月1日から

農地の権利移動にかかると

下限面積を廃止します

耕作を目的として農地の権利

を取得するには、農地法第3条に基づき許可が必要です。この許可の要件の一つに、「一定面積以上の農地を所有または賃借により耕作していること」という下限面積要件があり、坂城町では原則10アール以上として定めています。

今回、多様な就農を後押しするため農地法が改正され、4月1日から、この下限面積要件が撤廃されます。ただし、その他の要件は、引き続き、満たしている必要がありますのでご注意ください。くわしくは農業委員会へご相談ください。

農地法第3条の

おもな許可基準

◆下限面積要件◆

耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること

4月1日より廃止します

◆効率利用要件◆

申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること

◆農作業常時従事要件◆

申請者または世帯員などが農作業に常時従事すること

◆地域との調和要件◆

申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと

アグリサポーター募集中

空いている時間を活用して、ぶどうやりんごなどの果樹栽培のお手伝いをしてみませんか? くわしくは下記までお問い合わせください。

■時給 930円(予定)

■時間 午前8時～午後5時(応相談)



◎問い合わせ先

坂城町農業支援センターアグリサポーター事務局
☎82-3111(内線152) 直通75-6207

▼購読者募集中!

2015年4月より紙面がかわりました!

全国農業新聞

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

定刊 月4回金曜日発行
月700円、年8,400円 (消費税別)

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
全国農業新聞社
TEL 03-4333-1111 FAX 03-4333-1112
http://www.ncs.or.jp/web/

※こちらの賃借料は、有料の貸借のみを集計したものであり、無料の貸借は含まれません。

実勢借地料
(10アール当たり・年額)

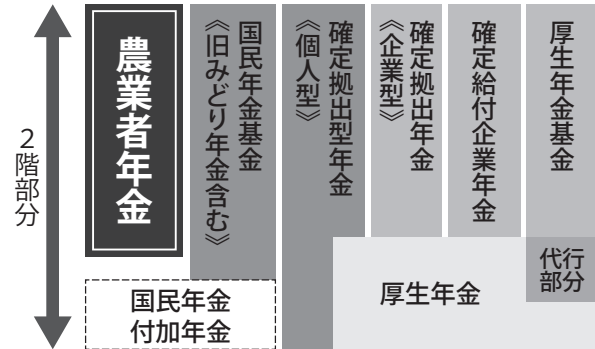
平均値	田	6,518円
	畑	10,903円
最大値	田	10,000円
	畑	25,000円
最小値	田	3,000円
	畑	4,768円

農地法第52条の規定に基づき、賃借料情報を提供します。農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の実勢を踏まえ算出しました。

なお、この情報は一つの目安ですので、貸し手、借り手双方で話し合い、納得のうえ、賃借料を決めてください。

農地の実勢賃借料の
情報提供 (令和5年)

農業者年金に
加入しませんか



以下の要件をすべて満たす方は加入できます。

①国民年金の第1号被保険者 (保険料納付免除されている方を除く)

②20歳以上60歳未満の方 (60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も可)

③年間60日以上農業をしている方

農業者年金のおすすめポイント
★複利運用で資産が増えます。
(直近10年間の運用利回りの平均は、年率2.94%【令和3年度末】)

- ★掛金の所得控除で節税できます。(掛金の全額が、社会保険料控除として所得から控除されます。)
- ★運用益が非課税です。
- ★手数料が無料です。
- ★元本割れへの対応があります。
- ★終身年金なので、生きている限り年金を受け取ることができます。

※公的年金が2階建てであることをわかりやすくするため、一部情報を簡略化しています。

さかきファミリィ農園
利用者募集!

町と町農業支援センターでは、農業振興および遊休農地対策の一環として、ファミリィ農園を開設しています。あなたも野菜づくりにチャレンジしてみませんか?

- 【坂城】 栗田農園 岡の原農園
- 【中之条】 中之条農園
- 【村上】 上五明農園
- 区画面積 一区画50㎡
- 年間使用料 2,700円

※4月から利用される方を募集中です。農業に興味のある方、自分で野菜を作ってみたい方は商工農林課までお申込みください。



農地相談会を
開催しました

2月上旬に、町内4か所で農業委員・農地利用最適化推進委員が、皆さんのご相談をお受けしました。

相談会以外でも、農地を貸したい・売りたいなどのご相談は、お気軽に地元の農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局までお寄せください。

貸したい・売りたいといった農地情報について、農地を借りたい・買いたい方にご紹介し、農地の有効活用につなげていきます。



◎問い合わせ先
坂城町農業委員会事務局
(商工農林課農業振興係内)
☎82-3111 (内線156)
直通75-6207